

第20編 地すべり防止編

第1章 地すべり防止

第1節 適用

1. 本章は、地すべり防止工事における、砂防土工、法面工、アンカー工、擁壁工、水路工、地下水排除工、抑止杭工、排土盛土工、構造物撤去工、仮設工その他これらに類する工種に適用するものとする。
2. 砂防土工は、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工・用排水路土工・開排水路土工・治山土工の規定によるものとする。
3. 法面工、アンカー工、擁壁工、地下水排除工、抑止杭工は、第8編第3章第4節法面工、第5節擁壁工、第7節地下水排除工、第9節抑止杭工の規定によるものとする。
4. 構造物撤去工、仮設工は第3編第2章第9節構造物撤去工、第10節仮設工の規定によるものとする。
5. 本章に特に定めない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定によるものとする。

第2節 適用すべき諸基準

請負者は、**設計図書**、下記の基準類および第8編第3章第2節、第1編から第3編に掲げる適用すべき諸基準によらなければならない。また、この諸基準は最新版を適用するものとする。なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に**確認**をもとめなければならない。

農林水産省 土地改良事業計画設計基準・計画「農地地すべり防止対策」(平成16年3月)

第3節 水路工

1-3-1 一般事項

本節は、水路工として作業土工、承水路工、排水路工、管渠工、集水樹工、現場打水路工、明暗渠工、暗渠工、深層暗渠工、その他これに類する工種について定めるものとする。

1-3-2 作業土工

作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定によるものとする。

1-3-3 承水路工

承水路工の施工については、第8編3-6-3山腹集水路・排水路工の規定によるものとする。

1-3-4 排水路工

排水路工の施工については、第8編3-6-3山腹集水路・排水路工の規定によるものとする。

1-3-5 管渠工

管渠工の施工については、第6編1-11-9側溝工4の規定によるものとする。

1-3-6 集水樹工

集水樹工の施工については、第8編1-12-9集水樹工の規定によるものとする。

1-3-7 現場打水路工

現場打水路工の施工については、第8編3-6-6現場打水路工の規定によるものとする。

1-3-8 明暗渠工

明暗渠工の施工については、第8編3-6-4山腹明暗渠工の規定によるものとする。

1-3-9 暗渠工

暗渠工の施工については、第8編3-6-5山腹暗渠工の規定によるものとする。

1 - 3 - 10 深層暗渠工

深層暗渠工の施工については、第3編2 - 3 - 4矢板工、第8編3 - 6 - 5山腹暗渠工の規定によるものとする。

第4節 排土盛土工

1 - 4 - 1 一般事項

本節は、排土盛土工として掘削工、盛土工、法面整形工、植生工、吹付工、かご工、その他これらに類する工種について定めるものとする。

1 - 4 - 2 掘削工

掘削工の施工については、第1編2 - 3 - 2掘削工の規定によるものとする。

1 - 4 - 3 盛土工

盛土工の施工については、第1編2 - 3 - 3盛土工の規定によるものとする。

1 - 4 - 4 法面整形工

法面整形工の施工については、第1編2 - 3 - 5法面整形工の規定によるものとする。

1 - 4 - 5 植生工

植生工の施工については、第3編2 - 14 - 2植生工の規定によるものとする。

1 - 4 - 6 吹付工

吹付工の施工については、第3編2 - 14 - 3吹付工の規定によるものとする。

1 - 4 - 7 かご工

1. 請負者は、かご工の継かごを行う場合、施工の順序、継目の位置および継目処理について、**施工計画書**に記載しなければならない。
2. 請負者は、布設に当たり、床ごしらえのうえ、間割りをしてかご頭の位置を定めなければならない。なお、詰石の際、法肩及び法尻の屈折部が特に偏平にならないように留意しなければならない。
3. 請負者は、詰石後、かごを形成するものと同一規格の鉄線をもって、開口部を緊結しなければならない。
4. 請負者は、水中施工など特殊な場合について、その施工方法について**施工計画書**に記載しなければならない。
5. 請負者は、堅固で風化その他の影響を受けにくい良質なもので、網目よりも大きなものを、詰石材として使用しなければならない。
6. 請負者は、外周りになるべく大きい石を選び、かごの先端から逐次詰め込み、空隙が少なくなるように充填しなければならない。
7. 請負者は、じゃかご間の連結について、**設計図書**に示す場合のほか、法長1mごとにじゃかご用鉄線と同一規格の鉄線で緊結しなければならない。
8. 請負者は、じゃかごの中詰用ぐり石について、15cm～25cmのもので、じゃかごの網目より大きな天然石または割ぐり石を使用しなければならない。
9. 請負者は、じゃかごの詰石について、じゃかごの先端から石を詰込み、外周りに大きな石を配置するとともに、じゃかご内の空隙を少なくしなければならない。なお、じゃかごの法肩及び法尻の屈折部が、偏平しないようにしなければならない。
10. 請負者は、じゃかごの布設について、床ごしらえのうえ、間割りをしてかご頭の位置を定めなければならない。
11. 請負者は、じゃかごの連結について、丸輪の箇所（骨線胴輪）でじゃかご用鉄線と同一規格鉄線で緊結しなければならない。
12. 請負者は、じゃかごの詰石後、じゃかごの材質と同一規格の鉄線を使用し、じゃかごの開口部を緊結しなければならない。
13. 請負者は、ふとんかご、その他の異形かごについて、本項1から5に準じて施工しなければならない。
14. 請負者は、ふとんかごの中詰用ぐり石について、ふとんかごの厚さが30cmの場合は5cm～15cm、ふとんかごの厚さが50cmの場合は15cm～20cmの大きさとし、ふとんかごの網目より大きな天然石または割ぐり石を使用しなければならない。